キャリア支援課からのお知らせ

1. 学生ポータルサイト UNIPA について

学生への掲示・連絡など、学生ポータルサイト UNIPA を利用して通知しています。UNIPA の掲示・通知はこまめに確認し、内容は必ず読んで確認しましょう。授業、単位、奨学金などに関する重要な通知も多くあります。

2. 学生証について

学生証は常に携帯してください。なお、大学での定期試験や、中間試験を受けるときは学生証の提示が必要です。学生証がないと試験を受けられません。

3. 自動車通学と駐車場使用許可について ※毎年更新が必要です。

自動車通学をする学生は、キャリア支援課で「駐車場使用許可」の手続きを行ってください。「駐車場使用許可証」の手続きが完了していない学生は、学内への車の乗り入れは出来ません。

自動車通学と駐車場使用のためには、<u>免許取得後 6 ヶ月が経過している</u>こと、<u>任意保険に加入</u>していること等の条件があります。手続き時に条件を確認し、それらを満たした上で手続きを行ってください。

4. 自転車、バイク通学と駐輪場使用について

自転車、バイクで通学する場合、自転車、バイクは学内の駐輪場に置いてください。

学内駐輪場は使用手続きなしで利用できます。

自転車、バイクを駐輪する際は盗難防止のため、必ず施錠を行ってください。

5. 授業中や課外活動(クラブ活動)中にケガをした場合について

入学時に全員加入している保険があります。ケガをしたらまず、キャリア支援課へ報告に来てください。

6. 忘れ物・落し物について

キャリア支援課には、毎日「忘れ物」や「落し物」が届けられ、報告や連絡が入ります。

忘れ物には、学生証、財布、スマートフォン、靴など様々な物があります。特に貴重品については、十分注意を払い「物を放置しない、無くさない、大事にする、名前を書く」ように心掛けて下さい。 キャリア支援課のフロアーに「忘れ物・落し物コーナー」があります。忘れ物や落し物は、原則、3ヶ月の保管後、処分します。

7. 【4年生のみなさんへ】

アルバムの個人写真撮影及び学位記授与式(卒業式)・謝恩会について

卒業アルバムの個人撮影について |

3月の卒業式で配布する卒業アルバムの個人写真について、まだ撮影していない人は、大伏写真場(学園大通り)TEL:093-601-2880で撮影を行っていますので、9月末までに撮影してください。料金は無料です。

3 月学位記授与式(卒業式)

日程:2024年3月19日(火) 詳細については後日連絡を行います。

謝恩会(卒業式後)

卒業式終了後に、お世話になった先生方をお迎えして、 謝恩会(立食パーティー)を開催いたします。

日 時: 令和6(2024)年3月19日(火) 18時00分~20時00分

受付時間: 17時15分~ 場所:リーガロイヤルホテル小倉

※会費は不要です。

※会場への移動は、各自、現地集合です。

8. 【日本学生支援機構奨学金 主なスケジュール】

※詳細は、適時学生ポータルサイト UNIPA および学内掲示版にてお知らせいたします。

- ●9月 2023 年新規二次募集(全学年 給付・貸与) 在学生で新規に奨学金を受けたい学生の応募を受付けます。
- ●10月 返還説明会(4年生 貸与) 返還の手続きを期日までに行わない場合は、奨学金の振込が保留されます。
- ●11月 10月在籍報告(全学年 給付奨学生) 報告(入力)を期日までに行わない場合は、奨学金の振込が保留・停止されます。
- ●12月 次年度の奨学金継続手続き(1~3年生 給付・貸与) 次年度に継続を希望しない場合も手続きして下さい。 継続の手続きを行わない場合は、奨学金が廃止となります。 1年生は説明会を行いますので出席してください。
- ●3月 2024 年新規一次募集(1~3 年 給付・貸与) 在学生(新2~4年生)で新規に奨学金を受けたい学生の応募を受付けます。

9. 【特待生の方へ】特待生の更新基準説明会について

<特待生の種類:技能特待生、学力特待生、資格保有者特待生、学生スタッフ奨学生> **今年度は、後期の更新基準説明会(全体会)は行いませんが、**基準を満たしていない学生は、 個別にキャリア支援課より呼び出しを行います。

学生生活における諸注意

■ハラスメントについて

・ハラスメントとは

生活の様々な場面で起こる『嫌がらせ、いじめ』を言います。

その種類は様々ですが、他者に対する発言・言動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。相手がどのように感じ、考えるかは個人によって違うということを、充分認識して行動しましょう。

なお、ハラスメントの程度が著しい場合、例えばセクシュアル・ハラスメントの行為がストーカー防止法や刑法(強制わいせつ等)に及ぶ場合などは、法律に基づき罰せられます。

・ハラスメントの被害を受けた場合は、声をあげることが大切

加害者がたとえ先生・職員や先輩であっても勇気を持って言葉と 態度で「ノー」というメッセージを伝えましょう。

自分を責めない

被害にあっても、あなたが悪いのではありません。悪いのは加害者です。自分を責める必要はありません。

なるべく記録を残す

被害にあった場合は、「いつ・どこで・だれから・どのような ことをされたか」を記録しておきましょう。

見かけたときは

就学・課外活動・研究といった諸活動において、弱い立場の人が存在するキャンパスでは、ハラスメントは起こり得る問題です。周囲にハラスメントにあっている人がいたら助けてあげましょう。

相談する

被害にあった場合はあなたが信頼できる誰か、もしくは相談員にすみやかに相談しましょう。 相談員は、あなたのプライバシーを堅く守りますので、安心して相談してください。

※ 相談員や、相談の仕方については、大学ホームページ「学生生活」→「学生サポート」→「ハラスメントについて」をご確認ください。

■SNS の利用における注意点について

·SNS とは

Facebook、LINE、X (旧 Twitter)、Instagram などの、インターネットを利用したコミュニケーションツールを指します。

・発信した内容には責任が発生する

SNS に投稿した内容の責任は、投稿したあなた自身が負うことになります。 投稿する前に、その内容に誤りがないことを確認しましょう。情報を 転送・シェア・リンクする際も同じです。誤った情報を公開してしまった 時には、そのことをただちに認め、早急に訂正しましょう。

・どんな投稿でもリスクの確認を

氏名・顔写真・住所等、どんな些細な個人情報についても、投稿前に十分に検討しましょう。一度投稿した内容は他人に保存・引用・拡散されるなどして完全には削除できないこと、あなたや友人、家族の個人情報が第三者に保存され、将来にわたり人物情報として利用される恐れがあることを認識してください。

・懲戒や法的処罰を受ける可能性がある

SNS への投稿が犯罪行為や人権を侵害する行為、その他学生の本分に著しく反する行為があった場合には本学の規定に基づき懲戒処分となるほか、法律に基づき罰せられます。





■アルバイトにおける不適切な行動について

・バイトテロ

「バイトテロ」とは、飲食店やコンビニエンスストア等で働くアルバイト従業員が店内で不適切な行為を行い、その様子を撮影した画像や動画が SNS 上に投稿された結果、不適切行為だと指摘され炎上する現象を指す造語です。

・社会人としての責任

社会人の行動には大きな責任が伴いますが、この点はアルバイト中の 学生であっても変わりがありません。そのため、学生同士であれば 笑い話で済むような悪ふざけも、社会人のとった行動として見た場合 には、悪質極まりない、決して許されない行為となります。

・周囲への影響

「バイトテロ」としてネット上で炎上してしまうと、アルバイト先の会社に大きな損害が生じることになります。また、炎上が始まるとその過程で個人が特定されるケースが多く、一旦ネット上に個人情報が掲載されると削除が難しいことから、将来長きにわたって悪影響

を及ぼすことになります。さらに、個人情報が拡散することで、家族や同級生など広範囲にわたって影響を及ぼすことも忘れてはなりません。

・ 懲戒や法的処罰を受ける可能性がある

当然のこととして、アルバイト中の不適切行為が発覚した場合、学生の本分に反する行為があったとして本学の規定に基づき懲戒処分となることがあるほか、アルバイト先の店舗・企業に多額の損害賠償を請求されることがあります。

■スケートボードの滑走について

・学内でのスケートボードの滑走は禁止

事故防止や安全対策の観点から、学内では、指定された場所以外でのスケートボードの利用を禁止しています。※スケートボードサークル加入者が指定の場所で行うことは許可しています。

・施設損傷、周囲へ危害を加える恐れがある

スケートボードの利用によって、路面のタイルや施設を損傷する恐れがあります。また、スケートボードは、滑走している本人は楽しくても、周りの人間はぶつかってくるのではないかと不安に感じます。もし滑走中に人や車と衝突してしまったら、自分自身がケガをする可能性があるだけでなく、無関係の第三者を巻き込み、危害を加えることになります。

学外での滑走について

学外においても、学園大通りのような交通量の多い道路や歩道上をスケートボードで滑走する行為は、道路交通法により禁止されています。

■学内禁煙について

・大学等「敷地内禁煙」は法律によって定められている

令和元年7月1日の「健康増進法」の改正で、「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する」義務が規定され、大学等が原則、敷地内禁煙になりました。

この点を踏まえ、大学敷地内での喫煙(電子タバコも含む)禁止はもちろん、大学敷地外での歩きタバコや喫煙所以外での喫煙も行わないでください。

ルールを守りましょう

本学の学生は、多くの方がルールを守り、受動喫煙防止に取り組んでいますが、最近、大学の敷地内で喫煙し、さらに吸い殻を放置している事象が多発しております。吸い殻の放置は火災に繋がります。学生の皆さんはルールを守り、喫煙しない人が受動喫煙で健康被害を受けることなく、また、全員が快適で安全に学生生活を送ることができるよう、ご協力をお願いします。

■薬物乱用を防ぐために

・薬物乱用とは?

薬物乱用とは、決められたルールを守らないで、薬物を使用することです。 覚醒剤や麻薬などの違法薬物は、たとえ一回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪にもなります。 また、医薬品であっても病気や傷の治療等本来の目的以外で使えば乱用です。

一度だけなら大丈夫なの?

1回だけのつもりでも、中毒性があり繰り返し使用するようになり、薬物依存に陥る危険性があります。最初の1回を使わないことが何より大切です。

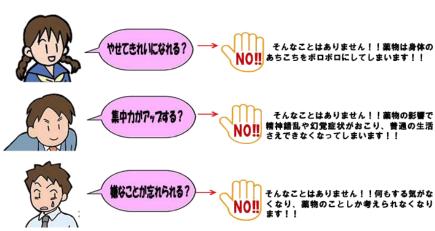
・薬物に手をだすと…

薬物には、薬が切れた時に生じる不快感に耐えられなくなり、続けて使わないといけなくなる「依存性」と、繰り返し使っているうちに同じ量では効かなくなっていく「耐性」があります。薬物をやめたくてもやめられなくなり、薬物によって、大切な人生や未来が壊れてしまいます。

薬物の急性中毒により、たった一度の使用でも命を落とすこともあります。

・甘い誘いに注意!

覚醒剤や大麻などの薬物は、本来の呼び名ではなく、様々な隠語でよばれることがあります。かっこいい呼び名に惑わされたり、薬物と知らずに手を出してしまう人もいます。薬物乱用で多いのは、友達や先輩から勧められて、仲間はずれになりたくないという思いから、ついつい手を出してしまうというケース。「1回だけなら平気さ」「やせられるよ」「眠気がとれて、勉強がはかどるよ」「最高の気分になれるよ」などの甘い言葉で薬物を使うよう誘ってきます。甘い言葉にだまされないように十分注意しましょう!



•「はっきり、きっぱり」断ること

あいまいな断り方では、「強く誘えば断れない」と相手に思わせてしまうので、「はっきり、きっぱり」断ることがポイントです。何回誘ってきても、態度を変えてはいけません。 また、誘われてしまっている状態から抜け出すため、その場から立ち去るということも重要です。

断る勇気を持つために

悪い誘いを寄せ付けないために、また、自分の中にある負の好奇心に勝つために、自分を勇気づけましょう。

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」